

新潟市における介護予防・日常生活支援総合事業について (事業実施に関する指針) (案)

目次・要点

1. 総合事業の背景と目的 ・・・1 ページ

高齢化の進展と介護人材不足

⇒ 総合事業の実施により多様な主体による多様なサービス提供を可能にする

2. 新潟市における総合事業の構成 ・・・2～3 ページ

(1)介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

区分	①介護予防訪問介護相当サービス (現行相当サービス)	②訪問型基準緩和サービス (訪問型サービスA)	③住民主体による支援 (訪問型サービスB)	④短期集中予防サービス (訪問型サービスC)
内容	事業所のホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、生活支援サービスを提供。	介護予防訪問介護の基準を緩和し、一定の研修修了者等が家庭を訪問して、日常の調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う。	地域住民等のボランティアが、ゴミ出しや買い物等、日常のちょっとした困りごとに対する支援を実施。	保健師等の専門職が居宅での相談指導を行う。原則3ヶ月程度。(現在、二次予防事業「訪問指導」として実施しているものを移行。内容は同じ。)

通所型サービス

区分	①介護予防通所介護相当サービス (現行相当サービス)	②通所型基準緩和サービス (通所型サービスA)	③短期集中予防サービス (通所型サービスC)
内容	デイサービスセンター等の施設において、入浴や食事、その他の日常生活に必要な介護サービスのほか、自宅までの送迎サービスも提供。	介護予防通所介護の基準を緩和した職員配置の下、運動やレクリエーション等を実施。	生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善のプログラムを実施。原則3ヶ月程度。(現在、二次予防事業「幸齢ますます元気教室」として実施しているものを移行。内容は同じ。)

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等が、利用者の心身の状況や希望等を踏まえて、利用するサービスの種類を定めたケアプランを作成し、併せてサービス事業者等との利用調整を実施。

(2)一般介護予防事業

住民運営の通いの場(週1回以上開催の地域の茶の間)を位置付ける。

その他、現在介護予防事業として実施しているものを移行。内容は同じ。

参考資料 サービス利用までの流れ

・・・4～5 ページ

介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみ利用する場合は、認定申請を省略し、基本チェックリストの判定結果で利用することができ、迅速なサービス利用が可能となる。

3. 介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス

(現行相当サービス) について

・・・6～7 ページ

- ・身体介護を伴う等、専門的なサービスが必要と認められる方を対象とする。
- ・ただし、当面の間、現在の利用者が現行相当サービスを希望する場合は利用可能。(身体介護を伴わない方であっても、希望すれば現行相当サービスが利用可能。)
- ・基準は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様とする。
- ・報酬は、1月あたりの包括単価から1回あたりの単価へ変更。ただし、上限は包括単価とする。加算は現行通り。

4. 基準緩和サービス(サービスA) について

・・・8～12 ページ

訪問型基準緩和サービス(訪問型サービスA)

- ・身体介護を伴わない、生活援助のみ必要な方を対象とする。
- ・提供可能な基準緩和サービスが無い場合は、現行相当サービスを利用できる。
- ・従事者は無資格であっても、市が実施又は指定する研修を修了した者であれば従事できる。
- ・報酬は1回あたりの単価を使用。ただし、上限は1月あたりの包括単価とする。
- ・現行相当サービスと比べ単価を約17%減額。加算はなし。

通所型基準緩和サービス(通所型サービスA)

- ・身体介護を伴わない方で外出や交流、運動等を主な目的としている方を対象とする。
- ・提供可能な基準緩和サービスが無い場合は、現行相当サービスを利用できる。
- ・従事者のうち1人以上は、「サービス提供内容に応じて必要な資格を有する者、介護事業所での勤務経験年数が3年以上の者、又は市が実施若しくは指定する研修修了者、このうち1つ以上の要件を満たす者」とし、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の配置を不要とする。
- ・報酬は1回あたりの単価を使用。ただし、上限は1月あたりの包括単価とする。
- ・現行相当サービスと比べ単価を約19%減額。加算はなし。

5. 現行相当サービス、基準緩和サービスにおける

利用者負担、利用限度額について

・・・12～13 ページ

- ・利用者負担は、介護給付の負担割合と同じ(原則1割、一定以上の所得がある方は2割。)とする。
- ・要支援者が現行相当サービス、基準緩和サービスを利用する場合には現在適用されている介護予防給付の利用限度額の範囲内で、介護予防給付と現行相当サービス、基準緩和サービスを一体的に利用できる。

6. 住民主体の支援（訪問型サービスB）について . . . 13 ページ

地域住民等のボランティア団体が、ゴミ出しや買い物等、日常のちょっとした困りごとに対する支援を実施、それに対し市から補助を行う。

7. 介護予防ケアマネジメントについて . . . 14 ページ

地域包括支援センター等が要支援者等に対するアセスメントを行い、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成。ケアマネジメントのプロセスの違いから、3つの類型で実施。

8. 一般介護予防事業 住民運営の通いの場について . . . 15 ページ

ボランティア団体等が、地域の集会場や公民館、空き家等を利用して、だれもが気軽に集まることのできる通いの場を運営、それに対し市から補助を行う。

概ね週1回以上の開催、1回あたり10名以上の高齢者の参加がある又は見込まれることが要件。

参考資料 総合事業実施に係るスケジュールについて . . . 16 ページ

パブリックコメント実施後、必要な修正等を行い、基準を確定。その後、事業所の指定手続きに係る説明会、ケアマネジャー等へ利用者への個別説明に向けた説明会を実施する。

参考資料 国が示す総合事業の概要 . . . 17~20 ページ

国が総合事業の円滑な実施のために提示した指針を参考として掲載。